判決 平成15年2月26日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第823号 業務 上過失致死被告事件

> 主文 被告人を禁錮1年8月に処する。 理由

## (罪となるべき事実)

被告人は、業務として大型貨物自動車を運転し、平成13年3月29日午前4時40分ころ、神戸市a区b町c丁目d番e号付近道路を東方から西方に向かい、時速約50キロメートルで進行中、早朝で交通が閑散として気が緩んだことなどのため眠気を覚え、前方注視が困難な状態になったのであるから、直ちに車両の運転を中止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、そのころ、同町f丁目g番h号先の交差点に自車を進入させた上、折から同交差点入口に設けられた横断歩道上を左方から右方に向かい横断中のA(当時71歳)運転の自転車を表したが及ばず、大口に直車右側部に直車右前部を衝突させて同女を路上に転倒させ、よりである。同時中央区・前記傷害に基づく脳挫傷により死亡するに至らしめたものである。

(証拠の標目) —括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号— 省略

## (補足説明)

## (法令の適用)

被告人の判示所為は平成13年法律第138号による改正前の刑法211条前段に該当するところ、所定刑中禁錮刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を禁錮1年8月に処することとする。

## (量刑の理由)

害者1名を死亡させたその結果はまことに重大であること、示談は成立しておらず、被害者遺族の被害感情には殊に厳しいものがあること、加えて、業務上過失致死罪等の交通事犯に対する近時の我が国における国民の厳しい刑罰感情などを考え 元罪寺の文理事犯に対する近時の我か国における国民の厳しい州罰感情などを考え併せると、被告人の刑事責任は重いと言わなければならず、実刑は免れないものと思料するが、示談は成立していないものの、将来、保険による適正な被害弁償がなされることが見込まれること、被告人の反省悔悟の情など等被告人のために斟酌すべき事情をも十分考慮した上、主文のとおり量定した次第である。よって、主文のとおり判決する。 平成15年2月26日

神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官 杉 森 研 二